

国際司法支援活動弁護士登録制度規則

(平成十一年九月十日規則第六十七号)

改正 平成一七年 六月一七日

同 二一年 二月一九日

同 二六年一二月一八日

(目的)

第一条 この規則は、本会及びその会員が国際司法支援活動に参加、関与するにあたり、情報の交流を容易にするとともに、よりの確かかつ継続的な活動の実施、促進に資することを目的として、国際司法支援活動に参加する弁護士の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(国際司法支援活動の定義)

第二条 本規則に定める国際司法支援活動とは、国際機関、諸外国の政府機関及び弁護士会を含む法律家の団体（以下「国際機関、諸外国等」という。）に対して行う次のような活動をいう。

- 一 諸外国の法曹養成に関する支援
- 二 国際機関、諸外国等の条約、法律などの立案への支援

- 1 -

- 三 国際人権・人道活動への参加
- 四 国際機関、諸外国等が行うその他の司法関連活動への参加

五 法律文献などの資料供与

(名簿の作成・管理)

第三条 本会に国際司法支援活動弁護士名簿（以下「名簿」という。）を備え、名簿には国際司法支援活動への参加を希望する会員を登録する。

2 名簿の管理は、本会の委嘱する管理者が行う。

3 名簿には、次の事項を記載する。

- 一 氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名を併記する。）

二 所属弁護士会

三 事務所の所在場所、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス

四 活動分野、活動対象国、活動機関、活動団体等、本会が必要と認める事項

(登録の抹消)

第四条 本会は、名簿に登録した会員（以下「登録会員」という。）に次の事由があるときは、当該会員を名簿から抹消する。

- 2 -

- 一 弁護士でなくなったとき
 - 二 登録抹消の申出のあったとき
 - 三 登録会員が国際司法支援活動を誠実に行わない等の不行跡があったとき
- 2 前項第三号を理由として登録を抹消するときは、本会は、当該会員に弁明の機会を与えるものとする。

(本会の任務)

第五条 本会は、会員に対し、随時国際司法支援活動弁護士登録制度を広報し、名簿への登録者を募集する。

- 2 国際司法支援活動に関して、国際機関、諸外国等から本会に弁護士の推薦の依頼があった場合は、本会は、登録会員の中から適当な者を推薦するものとする。但し、名簿に登録していない会員を推薦することを妨げない。
- 3 本会は、登録会員に国際司法支援活動に関して本会が収集した情報を提供し、また、相互の情報の交流に協力する。

附 則

本規則は、平成十一年九月十日より施行する。

附 則 (平成一七年六月一七日改正)

第三条第二項及び第三項並びに第五条第一項の改正規定は、平成十七年六月十七日から施行する。

附 則 (平成二二年二月一九日規則第一四〇号)

- 職務上の氏名に関する規程の制定に伴う規則の整備等に関する規則 (第三条改正) 抄
- 1 この規則は、職務上の氏名に関する規程(会規第八十九号)の施行の日から施行する。(後略)

(平成二二年一月一七日理事会決議で平成二二年一月一日から施行)

附 則 (平成二六年一月一八日規則第一六五号)

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関する規則 (第三条改正) 抄

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十九号)の施行の日から施行する。(後略)

(平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行)